

平成28年度以降の復興事業に 関する要望書

平成27年6月10日

岩手県知事 達増拓也

岩手県市長会会長 谷藤裕明

岩手県町村会会長 民部田幾夫

平成 28 年度以降の復興事業に関する要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から 4 年 3 か月が経過しようとしております。

本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に全力で取り組んでおりますが、復興まちづくりや住まいの再建をはじめ事業が膨大かつ長期にわたることなどから、今もなお、多くの方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、厳しい状況におかれており、まだまだ復興の途上にあります。

このため、平成 28 年度以降においても、集中復興期間の延長とこれまでと同様の財政支援措置の継続を求めてきたところではありますが、今般、復興庁から示された「復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について」において、三陸沿岸道路整備事業や任期付職員支援等について、引き続き国の全額負担で実施されることとなったこと、既に配分された復興交付金の自治体負担がないこと、及び社会資本整備総合交付金事業について、ほぼすべての事業がこれまでどおり復興特別会計で措置されることとなったことなどについては、被災自治体に対して配慮していただいたものと受けとめております。

しかしながら、本県及び県内市町村は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、自治体負担割合が僅かであっても影響が大きいことから引き続き国等の強力な支援が必要です。

復興支援の枠組みを決定するに当たっては、本県及び被災市町村からの意見を十分に踏まえ、今後とも、被災地の本格復興の着実な推進に向けて国費による充実した支援と復興財源の確保を図るとともに、新たな課題や行政需要に対応できるよう、次の事項について、要望いたします。

記

1 特例的な財政支援の継続

被災地の復旧・復興が完了するまでの間、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保など国による特例的な財政支援を継続すること。

2 国が行う復旧・復興事業等の整備促進と全面的な財政支援の継続

宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線の2つの横断道路及び久慈港湾口防波堤の整備促進を着実に図るとともに、その直轄事業負担金について、震災復興特別交付税による全面的な財政支援を継続すること。

3 東日本大震災復興交付金（効果促進）事業及び社会資本整備総合交付金（復興）事業等の全面的な財政支援の継続

東日本大震災復興交付金の効果促進事業のうち、基幹事業の土地区画整理事業と一体的に実施している下水道の整備やかさ上げ事業等について、全面的な財政支援措置をこれまでと同様に継続すること。

また、社会資本整備総合交付金（復興）事業及び農山漁村地域整備交付金（復興）事業のうち、住民の安全に直接関わる防潮堤や水門の整備などは市町村のまちづくりの前提となる基幹的な事業であることから、全面的な財政支援措置をこれまでと同様に継続すること。

4 東日本大震災復興交付金（効果促進）事業（一括配分）の柔軟かつ迅速な運用

県及び市町村それぞれの課題（にぎわい創出、被災跡地利用等）に対応できるよう、更なる柔軟な運用を行うこと。

また、平成28年度以降の事業に迅速な対応ができるよう、必要に応じて更なる一括配分を行うこと。

5 被災者支援の拡充と延長

被災者の住宅再建等を加速するため、近時の工事単価の上昇に対応した被災者生活再建支援金の増額などによる支援を拡大すること。

また、被災地では雇用面の支援が引き続き必要であり、事業復興型雇用創出事業及び震災等対応雇用支援事業の実施期間の延長を行うこと。

6 復興特区制度の適用期間の延長等

被災地の本格復興に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、特例の適用期間を延長するとともに、制度の柔軟な運用を図ること。

また、東日本大震災復興特別区域法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収については、集中復興期間後においても従前と同様に補填されるよう確実に措置すること。